

令和6年度 郡山市次世代自動車導入補助金

地球温暖化対策の推進を図るため、走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車の導入に補助金を交付します。

補助対象・補助の要件	補助対象経費	補助額
補助対象：①燃料電池自動車 新 ②電気自動車（普通自動車） ③電気自動車（軽自動車） (1)令和6年3月1日から令和7年2月28日までに 自家用かつ使用の本拠の位置が市内である 車検の初度登録及び交付を受け、申請者自 らが購入代金を全額支払った新車であること (2)リース事業者の場合、リース期間が4年以上 であり、当該補助金以上が使用者のリース料に 充当されること (3)車両の販売促進活動に使用されないこと (4)他の地方自治体（県を除く）の補助金等の 交付を受けないこと	車両 本体 購入額	① 燃料電池自動車 上限：20万円
		新 ② 電気自動車 （普通自動車） 上限：10万円
		③ 電気自動車 （軽自動車） 上限：5万円

申請期間：令和6年4月19日(金)から
令和7年3月14日(金)まで



※ 補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

※書類は直接、環境政策課窓口へお持ちください（郵送不可）

問合せ 郡山市環境政策課

TEL:024-924-2731

FAX:024-935-6790

詳しくは市ウェブサイトへ ⇒ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2445.html>

【受付時間】

土・日・祝日・12/29～翌年1/3を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで



- (1) 市内に住所を有し、申請時に本市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 市内に事業所等を有する法人・個人事業主
- (3) 上記(1)(2)に対しリース販売を行うリース事業者
※自動車車検証の「使用者」が上記(1)(2)であること

※ **ただし、次に該当する方には補助金を交付できません。**

- ① 郡山市税を滞納している方（リースの場合は使用者も含む）
- ② 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である方
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札の参加者の資格がない方
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている方

※リース事業者が申請する場合は、次世代自動車の使用者に係る第4号様式も含む。

- (1) 郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業報告書（第2号様式）
- (3) 収支決算書（第3号様式）
- (4) 同意書兼誓約書（第4号様式）
- (5) 対象の次世代自動車の自動車車検証及び自動車検査証記録事項の写し
- (6) 申請者本人が契約者となっている売買契約書の写し
- (7) 購入代金全額の支払いが分かるものの写し
（領収書・振込証明書等。車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金について割賦、ローン及びクレジット等により後払いする場合は、申請者が契約者となる割賦、ローン及びクレジット等契約書等の写し（申込書不可））
- (8) 申請者名義の補助金振込先金融機関の通帳の写し
（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が分かるもの）
- (9) 自動車車検証の使用の本拠の位置が分かる写し（使用者が事業者の場合に限る）
※会社パンフレット、公共料金領収書等
- (10) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者に限る）（第5号様式）
- (11) リース契約書の写し（リース事業者に限る）
- (12) その他市長が必要と認めて指示する書類
⇒ 申請書等は郡山市のHPでダウンロードできます。

- (1) 代理の方による提出が可能です。
- (2) 代理の方が申請書を提出する場合は、署名捺印（または記名押印）及び捨印欄への押印をお願いします。押印が無く書類の訂正がある場合は、申請者ご本人に訂正いただく必要があるため、書類をお返しすることがあります。
- (3) 申請手続きを代行される事業者は、環境政策課との連絡（申請内容の間違いの訂正や不足書類の提出等）のため、申請書に連絡先の記入をお願いします。